

# 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

群馬県知事戦略部戦略企画課連携推進係 主事 長岡 子龍

群馬県は、「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定した（条例第62号として令和2年12月公布・施行）。

社会問題化している、会員制交流サイト（SNS）などインターネット上の誹謗中傷を受けた被害者を支援することなどを目的としており、同旨の条例としては全国初となるもの。

## 1 条例制定の背景

### （1）全国初となる条例の制定

群馬県では、令和2年6月25日の群馬県知事の定例記者会見で、ネットリテラシーの推進とSNS上の誹謗中傷被害者の支援に関する条例の制定方針を発表しました。

そして、群馬県議会での議決を経て、同年12月22日に「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を公布、施行に至りました。

インターネット上の誹謗中傷等に対する被害者の支援に特化した条例としては、全国初の条例であると考えています。

### （2）社会情勢

インターネット上の誹謗中傷については、SNSで中傷を受けた方が自ら命を絶つといった痛ましい事件も発生するなど、深刻な社会問題となっています。国（総務省）の運営する違法・有害情報相談センターの相談件数は、高止まり傾向にあり、令和元年度の相談件数は平成22年度の約4倍に増加しています。

県が条例の制定方針を発表した令和2年6月の時点で、国において、ネットの発信者情報の開示手続の簡素化・迅速化等の制度改正・法整備の検討が進められていました。

群馬県内においても学校でのネットいじめが増加傾向にあり、また、新型コロナウイルス

ス感染症への対応として小・中・高校での1人1台パソコン整備を推進する中で、児童・生徒をネット被害から守る必要性も高まっていました。

## 2 条例制定の経過

### （1）有識者会議、被害者等へのヒアリング

条例制定方針の発表後、条例案の検討を進めるため、この分野に詳しい弁護士、大学教授、ネット教育アナリスト等で構成する「群馬県インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例（仮称）の検討に係る有識者会議」を設置しました。この会議を令和2年8月、9月に2回開催し、被害者支援施策の方向性や、

支援施策の在り方、条例案の内容等について、専門的見地から御意見・御助言を頂きました（有識者会議における構成員の主な意見等の概要は県ホームページに掲載）。

そのほか、ネット上での誹謗中傷被害を受けた経験を持つ方から、被害の実態や、行政への要望等の御意見を伺うヒアリングを実施しました。

### （2）パブリックコメント

令和2年10月から11月にかけて、条例素案に対するパブリックコメントを実施しました。合計34通、延べ176件の意見の提出をいただきましたが、寄せられた意見としては、具体の施策の実施提案や、罰則を求める意見、条例案への賛同など多岐にわたりました（提出された意見の概要及び意見に対する考え方は県ホームページに掲載）。

### （3）県議会での審議

本条例の検討過程で、県議会においては、本会議の一般質問及び総務企画常任委員会にて審議をいただきました。

主に、罰則規定の必要性や、県が実施する施策、県民の役割等について議論が交わされました。

条例案は、令和2年第3回後期定例会に提

出し、12月15日に原案どおり全会一致で可決されました。

## 3 条例の内容

条例は前文及び全10条で構成されています。第6条で県の基本的施策を定めており、誹謗中傷被害の事後の対策である「相談体制の整備」と、事前の対策となる「県民のインターネットリテラシー向上」の2つを柱として掲げました（図1）。

### （1）相談体制の整備

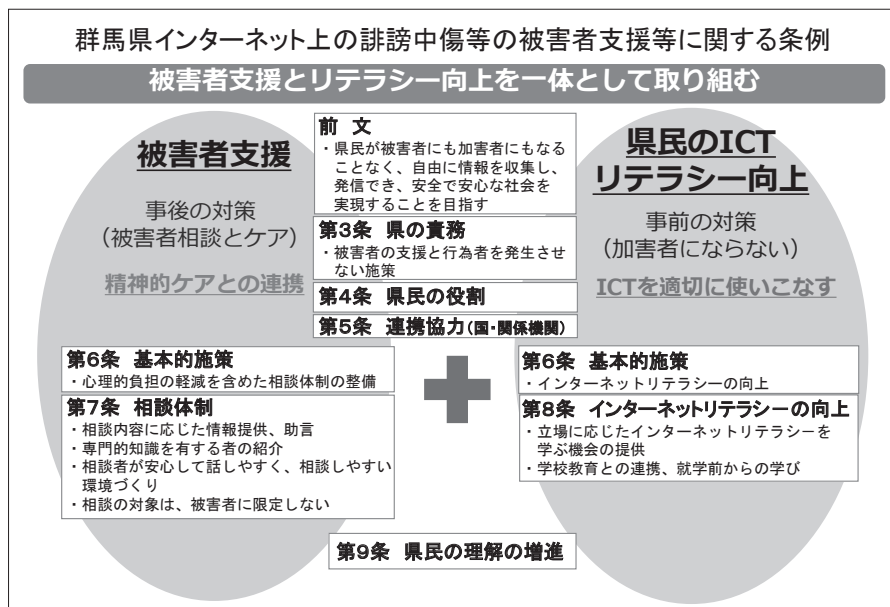
被害者に生じた不利益の解消と心理的負担を軽減するための相談体制を整備し、情報の削除等の手続に必要な情報の提供や助言、専門的知識を有する者の紹介（弁護士、臨床心理士等）により、法律相談や被害者の心のケア等を実施します。

なお、相談の対象として、自分が発信した情報で誰かを傷つけた行為者になっていないのではないかと不安を抱える県民からの相談も受け付けることとしています。

### （2）県民のインターネットリテラシー

向上

【図1】条例の概要



県民の年齢等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、講演会等を開催するほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策に取り組みます。

また、青少年に対しては、学校教育と連携した施策に取り組むとともに、就学前からの学びについても、保護者の理解を得ながら進

【図2】相談窓口


ひぼうちゆうしやう  
**インターネット上の誹謗中傷相談窓口**

- ・ 相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時
- ・ 相談方法：相談フォーム、メール、電話  
(相談フォーム、メールは24時間、電話相談は16時まで受付)  
～相談員による助言等のほか、弁護士による法律相談や、  
臨床心理士による心理的ケアを受けることができます(予約制)～

詳しくは県ホームページをご覧ください

群馬県 ネット相談

検索



めていくこととしています。

## 4 県の取組

### (1) 相談窓口

「相談体制」については、条例制定に先立ち、令和2年10月に、県庁内に「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を設置し、運用を開

【画像1】動画制作風景



### (3) 普及・啓発

行っています【画像1】。

現場に導入することを目指し、現在制作を

### (2) インターネットリテラシー向上

「インターネットリテラシーの向上」については、児童生徒向けの、授業で使う「ドラマ仕立ての動画教材」を、令和3年度に学校

始しました【図2】。

令和3年1月末時点で、延べ193件の相談が寄せられています。

【画像2】知事メッセージ動画

県民の皆様へお願い

- ・ 被害者支援の必要性について、ご理解いただくこと
- ・ 誰かを傷つける加害者にならないこと

条例の施行日に合わせて、知事のメッセージ動画を県ホームページ及び県運営のYouTubeチャンネル「tsununos」にて公開しました【画像2】。

また、県の広報紙「ぐんま広報」の令和3年2月号で、インターネット上の人権侵害を特集テーマとして取り上げました【画像3】。

【画像3】ぐんま広報



条例制定の方針表明後、検討段階から、様々なメディアに取り上げていただき、多くの関心を得ることにつながっていると捉えています。

## 5 今後の展望

インターネット上の誹謗中傷に苦しみ、精神的に追い詰められた被害者の方に、県の相談窓口を知っていただき、実際に相談してもらったための周知・啓発、そして、県民のインターネットリテラシー向上のための施策を進めていくことが、継続した課題であると考えています。

県民が被害者にも、加害者にもなることなく、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全・安心なデジタル社会の実現を目指すとともに、本県の取組が先進事例となり、全国に広がっていくことを期待しています。

●第59号 (2019年11月発売) 定価 1,265円 (税込)

### ・特集 「平成」の自治体法務を振り返る

- 「平成」の自治制度と地方分権
- 「平成」の政策法務
- 「平成」の条例制定の状況—基本分野
- 平成時代の条例制定と今後の課題—分野別分析
- 自治体行政と平成の重要判例
- 「平成」の地方議会改革—2つの<議会の政策法務>から考える—

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

- 持続可能な開発目標 (SDGs) を桐生市のまちづくりに生かす条例
- 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

### ・トピックス

- 「監査基準(案)」及び「実施要領」について
- 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の解説
- 第9次地方分権一括法の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>  
受付時間: 月~金 9時から17時 FAX 0120-953-495 Web 案内

